

## 「機密保護に関する規定」

本規定は、情報セキュリティ確保のため、機密情報の保護について定めるものである。乙は、甲から機密情報を開示された場合には本規定を遵守しなければならない。

(東京ガス株式会社を「甲」、甲から受注するお取引先各社を「乙」といいます。)

### (適用範囲)

第1条 本規定は、甲乙間の個別の取引に関する契約(以下「個別契約」という。)の交渉・締結・履行にあたり甲から乙へ開示される情報に関して適用される。ただし、甲及び乙が、本規定に優先して適用されることを明示した覚書等を締結した場合には、当該覚書等の規定が優先する。

### (機密情報)

第2条 本規定における機密情報とは、甲から乙に開示される次の各号のいずれかに該当する情報(媒体を問わない。)をいう。

#### (1) 営業機密情報

文書・画面・資料の右上に以下のいずれかの記載がある情報  
レベルS、レベルA、レベルB、秘、取扱注意、社内限定

#### (2) 個人情報

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第2条第1項に定める個人情報

#### (3) その他の情報

前二号以外に甲が指定した情報(指定する場合の書式は、別途甲が定めた「開示通知書」による。)

2. 次の各号のいずれかに該当することを乙が証明できる情報は、乙の申し出により、前項の規定にかかわらず機密情報から除くことができる。

(1) 開示時に乙が機密保持義務を負うことなく既に保有している情報

(2) 乙が機密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

(3) 乙が甲から開示された情報によらず、独自に開発した情報

(4) 開示の時点で既に公知の情報、又は開示後乙の責によらずして公知となった情報

### (機密保持義務)

第3条 乙は、甲から開示された機密情報について厳に機密を保持し、甲の事前の書面による同意を得ずに、機密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2. 前項の規定にかかわらず、乙は、法令、裁判所、行政庁又は規制権限を有する公的機関の規則、裁判、命令、指示等により機密情報の開示を要求される場合、必要最小限の範囲で機密情報を開示することができる。ただし、乙は、当該開示を行う場合には、可能な場合は事前に、不可能又は著しく困難な場合は事後遅滞なく、その旨を甲に対して通知しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第4条 乙は、機密情報を、個別契約に基づいて甲が乙に委託した業務(以下「委託業務」という。)の目的の範囲内で使用し、それ以外の目的に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第5条 乙は、機密情報のうち個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法及びこれに関連するガイドライン等を遵守しなければならない。

(再委託)

第6条 乙は、甲の事前の書面による同意を得ずに、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

2. 乙は、前項の規定に基づき委託業務の全部又は一部を第三者に再委託することに伴って、再委託先に機密情報を開示する場合、本規定により自己が負う義務と同等の義務を再委託先に対して書面で課すとともに、甲に対して再委託先に当該義務を課した旨を書面で報告し、かつ再委託先の行為及びその結果について再委託先と連帯して一切の責任を負うものとする。また、乙は、次項第3号に定める再委託先からの報告を、速やかに甲へ報告しなければならない。

3. 乙は、前項に規定する場合、再委託先から次の各号の同意を得るとともに、当該同意を得た旨を甲に書面で報告しなければならない。

- (1)機密情報の漏えい等の事故発生時には直ちに甲に対しても報告すること
- (2)乙と事故再発防止策を協議する際には甲の参加も認めること
- (3)再委託先における機密情報の具体的管理状況の報告は、甲の閲覧も可とすること

(機密情報の管理体制)

第7条 乙は、機密情報を機密として適正に管理するための体制を整備し、機密情報の紛失、破壊、改ざん、無断複製、漏えい、目的外使用等が生じないように万全の対策を講じなければならない。

(機密情報の複製)

第8条 乙は、機密情報を、委託業務遂行に必要な範囲に限って複製することができる。なお、当該複製した情報も機密情報に該当するものとする。

(取扱者の限定)

第9条 乙は、機密情報の取扱者を委託業務遂行に必要な範囲に限定しなければならない。

(パスワード等の管理)

第10条 乙は、機密情報へのアクセスを可能にするパスワード等を、事前に甲の承諾を得た者以外に使用させてはならない。

(作業場所の限定)

第11条 乙は、機密情報を、甲が指定した作業場所(以下「指定場所」という。)においてのみ使用するものとし、CD-R、DVD-R、その他媒体の種類を問わず、指定場所から持ち出してはならない。また、指定場所から他の場所へ機密情報の内容を送信してはならない。

(機密情報の返却)

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲の選択に従い、機密情報を甲に返却し、又は裁断・初期化等の再利用不可能な方法により破棄しなければならない。

- (1)「開示通知書」に記載された開示期間が満了した場合
- (2)委託業務の遂行上不要になったと甲が認めた場合
- (3)理由の如何を問わず委託業務が終了した場合
- (4)その他、甲から要求があった場合

(立入検査等)

第13条 甲は、本規定の遵守状況を確認するために、乙に報告を求めることができる。また、甲は、甲が必要と認めた場合、乙に対して立入検査を実施できる。

2. 乙は、前項の立入検査において、甲が求める資料・書類を速やかに提出して十分な説明を行なう等、甲に協力しなければならない。
3. 乙は、甲が必要と判断した場合、甲の定める実施内容(監査方法、対象範囲、実施者等を含むがこれらに限られない。)に基づく情報セキュリティ監査を受け入れなければならない。
4. 乙は、前各項に定める報告、立入検査又は情報セキュリティ監査の結果、乙における本規定の遵守状況又は情報セキュリティが不十分であると甲が判断した場合、甲の指示に従い、速やかに是正措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従い、被害の拡大を防止するための措置を自らの費用で講じなければならない。また、報告後遅滞なく甲にその内容を書面で提出するとともに、甲と協議の上で決定した再発防止策を自らの費用で実施しなければならない。

- (1)乙又は乙の再委託先において、機密情報の紛失、破壊、改ざん、無断複製、漏えい、目的外使用等の事故が発生した場合
  - (2)乙又は乙の再委託先が、本規定のいずれかの条項に違反した場合
  - (3)前二号のおそれが認められる場合
2. 乙は、前項第1号の事故が発生した場合に備え、被害拡大の防止に向けた情報収集・把握・追跡調査や立入検査等、甲及び甲が指定する組織等と連携してその原因を調査・排除できる体制を整備しなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙又は乙の再委託先(乙又は乙の再委託先の役員・従業員等を含む。)が本規定のいずれかの条項に違反したことにより、甲又は第三者に損害を被らせた場合には、乙はその損害(合理的な範囲の弁護士費用を含

む。)を速やかに賠償しなければならない。

(有効期間)

第16条 本規定に定める乙の義務は、個別契約終了後も5年間有効とする。

(協議事項)

第17条 本規定に定めなき事項については個別契約の定めに従い、本規定及び個別契約に定めなき事項、並びに、本規定の各条項の解釈について疑義が生じた場合については、甲乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。

以上